

八戸労働基準監督署発表
令和7年3月4日(火)

【照会先】

八戸労働基準監督署

署長 池上 寛

○監督課長 河野 麻子

(電話) (0178) 46 - 3311

17:15以降 (0178) 46 - 3313

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～車両系建設機械に接触するおそれのある箇所に立ち入らせた疑い～

八戸労働基準監督署(署長 池上 寛)は、令和7年3月4日、青森ニチレキ株式会社及び同社現場責任者を労働安全衛生法違反の疑いで青森地方検察庁八戸支部に書類送検した。

【事件の概要】

令和6年4月22日、青森県八戸市内で行われていた道路工事において、車両系建設機械であるロード・ローラーに接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、誘導者を配置し、その者にロード・ローラーを誘導させる安全措置を講じないまま労働者を立ち入らせた疑い。

1 被疑者

(1) 青森ニチレキ株式会社

本社所在地 : 青森県十和田市大字三本木

(2) 現場責任者A

2 被疑条文

被疑者青森ニチレキ株式会社、被疑者Aともに、

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号(事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生規則第158条第1項(接触の防止)

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

3 災害の概要

令和6年4月22日、被疑者青森ニチレキ株式会社の労働者Bが青森県八戸市内の道路工事現場において、道路補修作業を行っていたところ、後退したロード・ローラーと接触し、その後死亡する災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させることなく労働者を立ち入らせてはならないと定められています。

被疑者は、ロード・ローラーの走行範囲に立入禁止措置を講じず、誘導者に当該ロード・ローラーの誘導をさせていないなか、労働者を当該走行範囲に立ち入らせたものです。

5 参照条文

別添のとおり。

【参照条文】

○労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第 20 条

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険

(該当号抜粋)

(罰則)

第 119 条

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第一百四条又は第一百八条の二第四項の規定に違反した者

(第二、三、四号省略)

第 122 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百六条、第一百七条、第一百九条又は第二百条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

(接触の防止)

第 158 条

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。